

第38回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成22年11月30日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 11月30日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 民生生活常任委員会視察研修委員長報告

日程第 4 産業建設常任委員会視察研修委員長報告

日程第 5 第 48号議案 平成21年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 49号議案 平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 50号議案 平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

第 51号議案 平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

第 52号議案 平成21年度宍粟市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 53号議案 平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 54号議案 平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 55号議案 平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 56号議案 平成21年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 57号議案 平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出

			決算の認定について
	第 58号議案		平成21年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 59号議案		平成21年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 60号議案		平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	第 61号議案		宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例の制定について
日程第 7	第 62号議案		宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	第 63号議案		宍粟市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
	第 64号議案		宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 8	第 65号議案		宍粟市特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 66号議案		平成22年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
日程第 10	第 67号議案		市道路線の認定について
日程第 11	第 68号議案		平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）
	第 69号議案		平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 70号議案		平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		民生生活常任委員会視察研修委員長報告
日程第 4		産業建設常任委員会視察研修委員長報告
日程第 5	第 48号議案	平成21年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

て

- | | | |
|-----|-------|---|
| 第 | 49号議案 | 平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 50号議案 | 平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 51号議案 | 平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 52号議案 | 平成21年度宍粟市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 53号議案 | 平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 54号議案 | 平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 55号議案 | 平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 56号議案 | 平成21年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 57号議案 | 平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 58号議案 | 平成21年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 59号議案 | 平成21年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 | 60号議案 | 平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 | 6 | 第 61号議案 宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例の制定について |
| 日程第 | 7 | 第 62号議案 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | | 第 63号議案 宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について |

	第 64号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 8	第 65号議案	宍粟市特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 66号議案	平成22年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
日程第 10	第 67号議案	市道路線の認定について
日程第 11	第 68号議案	平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）
	第 69号議案	平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 70号議案	平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
追加日程第1	第 62号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	第 63号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
	第 64号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 高 山 政 信 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 西 本 諭 議員	6 番 岡 崎 久 和 議員
7 番 東 豊 俊 議員	8 番 福 嶋 齊 議員
9 番 大 倉 澄 子 議員	10 番 實 友 勉 議員
11 番 大 上 正 司 議員	12 番 木 藤 幹 雄 議員
13 番 山 下 由 美 議員	14 番 岡 前 治 生 議員
15 番 山 根 昇 議員	16 番 藤 原 正 憲 議員
17 番 伊 藤 一 郎 議員	18 番 岩 蒨 昭 美 議員
19 番 小 林 健 志 議員	20 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	畑 中 正 之 君	書	記 椴 谷 米 男 君
書	記 長 尾 紀 子 君	書	記 原 田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市 民 生 活 部 長	大 谷 司 郎 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	上 田 学 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消 防 本 部 消 防 長	野 崎 信 君

(午前9時30分 開会)

○議長（岡田初雄君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、あの夏の暑さは何だったのでしょうか。気がつけば緑から赤へ、赤から黄色へ吹く風に木々の葉は日一日とその身を土へと返していきます。やがて木の葉はいつの日か白い雪へとその身を変えて人も自然も静かな眠りにつかせます。おはよう、気をつけて、学びの道を急ぎ足で通り過ぎていく子どもたちに声をかけていますと、もみじの葉とともにさざれ雪が舞い降りてきました。宍粟の北の山里はもう冬なんですね。1年、納めの12月定例会、議員各位はもとより、市長以下職員の皆様には御健勝にて御出席のこと、御同慶の至りであります。

さて、国政においては、国民の大きな期待を受けての政権交代もここに来て怪しい雲行きとなっております。

また、地方においても議会制民主主義への挑戦ともとれる首長による言動がマスコミを賑わしています。国政も地方自治も大きな変換点にあるのかもしれませんが、宍粟市にあっては自治基本条例が、宍粟市議会にあっては議会基本条例が制定されようとしており、しっかりと地に足のついた市政の展開を図ろうとしています。

市議会にあっては、過日11月26日金曜日、全議員による初めての議会報告会を開催し、議員各位それぞれに実施されています議会報告とは異なり、貴重な経験を全議員がしたところでもあります。この条例の基本である住民の意見の徴取や情報の共有は議会制民主主義の出発点であると身にしみて感じているところでもあります。

御案内のとおり、この12月議会では、9月議会から積み残してきました上下水道の料金改定という住民の生活に直結した大きな問題が議論されます。この議論におきましても、住民の目線という大切な尺度を中心にして御協議いただきたいと切に願うところであります。

御案内と存じ上げますが、本定例会よりインターネット配信が実施されています。より深く、より厚く、より高度な権威、権能を高め、格調の高い議論が交わされることを希望し、格別の御精励を賜ることをお願いして、開会のあいさつといたします。御苦労さまでございます。

市長、あいさつをお願いします。

○市長（田路 勝君） おはようございます。

第38回宍粟市議会定例会の開会に当たりまして一言お礼なり、ごあいさつを申し上げます。

第38回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御

健勝にて出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの精励に対し深く敬意を表するところであります。

今年も年の瀬を迎える時期となりましたが、夏の猛暑により心配をしておりました秋の紅葉は例年になくすばらしい景色となり、各地で催された紅葉を愛でるイベントも大変多くの方で賑わったところでございます。市内各地が紅葉の名所として新聞、テレビ等で紹介されるなど、まさに紅葉が宍粟市の一つのブランドとして定着しつつあることを実感する賑わいであったと思います。こうした宍粟市が誇る地域資源を生かした地域づくりが観光をはじめさまざまな分野で広がりを見せ、やがては宍粟市全体の活性化につながることを期待するところであります。

さて、本市が誇る最大の地域資源は改めて申し上げるまでもなく森林であります。以前は宍粟の基幹産業として栄えた林業は、長らくの市況の低迷等により、その再生が大きな課題となっております。こうした中、先日の11月7日には、議員各位、井戸知事、皆川林野庁長官等をお迎えして、木材センターの竣工式が盛大にとり行われました。このたびの竣工は国においても育てる林業から儲かる林業への転換を図られようとしている状況下で、絶好のタイミングでの施設稼働開始ということになったというふうに思っているところであります。木材の搬入、林内路網の整備、それに向けた森林の団地化など、課題は残されておりますが、市といたしましてもできる限りの取り組みにより、林業の再生を進めてまいり所存であります。御理解と御協力をお願いを申し上げます。

常に市民の皆さんと接する私たちには、住民の安全・安心を第一に、よりよい行政サービスを提供することが求められている一方で、将来を見通した持続可能な財政構造の確立も急務となっております。

前回の市議会定例会、さらには先般の行政懇談会においてもるる御説明申し上げました簡易水道料金及び下水道使用料の改定につきましても、このことを念頭に提案させていただいたものであり、今定例会において、その適切な議論、また御判断をお願いをいたしたいと思っております。

また、先般の議員協議会においても御説明等を申し上げました市民によるし尿処理問題検討委員会からの報告、提言につきましては、議員各位におかれましてもそれぞれの思いや受けとめ方をされていると存じますが、市政を預かる者として市民目線により市の将来に向けた一つの考え方を示されたものとして、真摯に受けとめ、もろもろの提言についてもその立場をもって検討する考えであることを改めて申し上げます。

いずれにいたしましても、長きにわたり市民の皆さんに御迷惑をおかけしてきましたこととおわびいたしますとともに、今後このようなことが起こらないよう、コンプライアンスの確立に向けて全職員が一丸となって取り組む所存であることをこの場を借りまして再度申し上げたいと思います。

さて、今定例会においては、市民よりいただきました寄附金を原資としてグローバル化が言われて久しい中、著しい発展を遂げている東アジア地域をはじめとする諸外国との関係を含め、これから必要とされる国際的視野を持った人材の育成に供することを旨として、新たに設置する宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例の制定、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、人事院勧告を受けての国の関係関連法令の改正に伴う宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をはじめ1件の条例改正と農業共済事業に係る案件、市道認定に係る案件、そしてグリーンエネルギー機器導入促進に伴う環境衛生費や林業再生施設関連の林業費の追加補正を含む一般会計補正予算案件などを、合わせて10件の議案を上程いたしております。

議員各位におかれましては、それぞれの案件の内容等を慎重に御審議をいただき、原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たってのあいさつといたします。

○議長（岡田初雄君） ただいまから、第38回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期定例会の本会議に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長あての報告書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、本日市長から議案10件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

2番、寄川靖宏議員、3番、高山政信議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの23日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月22日までの23日間に決定しました。

日程第3 民生生活常任委員会視察研修委員長報告

○議長（岡田初雄君） 日程第3、民生生活常任委員会視察研修委員長報告についてを議題といたします。

民生生活常任委員会委員長の報告を求めます。

民生快活常任委員会委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員会委員長（高山政信君） おはようございます。

民生生活常任委員会の報告をいたします。

去る10月7日、姫路市安富町あじさい苑、姫路市役所リサイクル推進課、エコパークあぼしを行政視察をまいりましたので、御報告を申し上げます。

出席者といたしまして、私、高山、山下副委員長、西本委員、福嶋委員、大倉委員、岩路委員、随員といたしまして畑中事務局長、まちづくり推進課より為木係長であります。

まず、あじさい苑では、委員会に申し出のあった雨漏りの修繕箇所を視察をいたしました。確かに伏流水が壁面を汚しており、放置することはできないと感じました。しかし、陸屋根の修繕については、これまでの経験上、相当慎重にしないと解決は無理であると思われまますので、その旨を委員会では指摘をいたしたい。

リサイクル推進課においては、平成17年10月から13種、15分類となった

経緯や問題点について議会委員会室で研修をいたしました。

まず、可燃ごみ、プラスチック製容器包装はそれぞれの専門袋に、ミックスペーパー、いわゆる雑紙は紙袋に入れて週2回回収の町内可燃ごみステーションに、粗大ごみ（資源ごみ）は10種、12分類でそれぞれルール上の処置をしたものを、例えば紙パックは洗って、開いて、乾かして、月2回回収の町内粗大ごみステーションに。このほか古紙類は集団回収に、衣類やアルミ製のものは回収業者にという指導をしているとのことでございます。

平成17年10月から新分別の指導に対して、もともと姫路市内は長年の実績がありましたが、新しく合併したところの統合を図りましたが、環境負荷、温暖化防止のことを延べ1,000回以上の説明で訴え、ほとんどが文句や混乱はなかったようでした。

可燃ごみのごみステーションは、約20世帯に1カ所の約1万カ所、粗大ごみは100世帯に1カ所の約2,000カ所、基本的にすべて設置と管理を自治会にお願いしており、動物よけのネットなども自治会に負担してもらっております。粗大ごみステーションは公園が多いようですが、その看板やかごの備品は市からの貸し出しとなっております。

巡視員として10名の正規技能労働職が当たっておりますが、午前6時ごろから8時ごろまで監視や清掃に自治会内で当番を決めてしてもらっております。すべては環境問題というキーワードで自治会に主体性をもって取り組んでもらうよう、自分の子や孫にどんな地球を渡していくのかを主眼と問いかけていることに、この問題の正否がかかっていると強く感じたところでございます。

エコパークあぼしについては、建設中のにしはりま循環型社会拠点施設と燃焼方式や規模が違うものの、リサイクル施設やストックヤード、余熱利用施設等類似した施設で参考になりました。

特筆すべきは、障がい者雇用の場となっていること。また、その方法が雇用でも施設入所でもない、新しい形態であることで、にしはりまにおいてもこのようなところから準備すべきであると感じました。

以上で報告を終わります。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで民生生活常任委員会視察研修委員長報告を終わります。

日程第4 産業建設常任委員会視察研修委員長報告

○議長（岡田初雄君） 日程第4、産業建設常任委員会視察研修委員長報告についてを議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員会委員長（山根 昇君） それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

下記のとおり委員会を開催し、行政視察を実施しましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

視察年月日は、平成22年11月1日から2日にかけてであります。

視察先は、三重県松阪市の松阪飯南森林組合、滋賀県草津市の立命館大学びわこ・くさつキャンパスです。3カ所目は兵庫県の丹波市にあります兵庫県森林動物研究センターでございます。

出席委員は私、山根 昇、副委員長の實友 勉、寄川靖宏、東 豊俊、木藤幹雄議員であります。欠席委員は小林健志委員でございました。同行者は田路市長、これは2日目の立命館大学まででございます。平野の産業部長、山石農業振興課長、岡崎企画部次長、次長につきましても立命館大学まででございました。事務局は原田主査。

視察概要でございます。

最初に、11月1日午後1時から3時10分まで松阪飯南森林組合を視察いたしました。

視察テーマとしましては、松阪飯南森林組合の取り組みについてであります。

森林組合出席者は、杉本総務兼森林環境部長、大西森林環境部集約課長、深田三重県環境森林部参事でございました。

松阪飯南森林組合の概要ですけれども、平成7年、平成13年の二度の合併により現在の組合を設立、区域は松阪市全域の6万2,380ヘクタールで、そのうち森林面積が69%、人工林率が75%、樹種構成はスギ、ヒノキ、その他が60対35対5の割合でございます。

正組合員は1,625名、準組合員は108名、従業員が76名ということでございます。

主な取り組み状況でございます。

指導事業は、森林、GIS、森林施業計画樹立、あるいは森林管理、林業労働災害防止安全指導などが行われておりました。

また、加工事業では、共販事業、小径木加工販売、磨き丸太生産販売、菌床しいたけブロック生産販売、立木受託販売などが行われておりました。

それから、森林公園事業として指定管理制度による松阪市の森林公園の管理運営に当たっておられました。

具体的な内容としては、市内全小学校にヒノキ製の机といすを納入されておりました。また、木造住宅の販売に手がけられておりました、年1棟くらいのペースで建築されているということでございました。

組合の主力販売は、菌床しいたけブロックの販売で、昨年からはハタケシメジのブロック販売も始めたということでございます。加工販売は実績が落ちてきているので、企業内リストラで加工工場の人員を森林施業班に異動させて対応しているということでございました。

松阪は中小の製材業者が多く、乾燥施設を持っていないため、市からの依頼で組合に人工乾燥設備を導入し、100%以上の稼働率であるということでもあります。ただし燃料が重油であるため原油価格により利益が左右されるということでございました。

今年4月に集約課を創設し、提案集約化施業に取り組んでいるということが特徴であり、参考にすべきものということを全委員感じました。課員が集約化施業プランナーとして推進地区委員と連携し団地化を進めているということでございます。

それからまた、全職員による勉強会を実施しているということでございました。

森林施業では、林家からの持ち出しを出さないようにする。どうしても合わないときは、林家と相談して間伐率を増やす等で対応する。市からの補助はないということでもございました。

出資配当金を廃止して、年間500万円を間伐事業に対し組合単独で補助しているということでもあります。19年度から実施しており、各年度の間伐面積により案分しているということで、特徴的な取り組みをされておりました。

それからまた、松阪木材コンビナート、これは41ヘクタールの敷地に原木・製品市場、木材の乾燥・検査、柱材・板材の製材、壁材・床材等の内装材製造、プレカット加工、集成材製造、また展示などが行われている企業団地でございました。これは車内から視察を行っております。

続きまして、11月2日午前9時から11時まで、立命館大学びわこ・くさつキャンパスを訪問いたしております。

視察テーマにつきましては、自治体への学術援助、それからインターンシップ制度についてでございます。

大学の出席者は、飯田立命館副総長、野口研究部事務部長、本村キャンパス事務局長でございました。

立命館大学びわこ・くさつキャンパスの概要としては、立命館学園は小学校から大学まで一貫した総合的な大学として完成されておりました。教育と研究については私学のトップクラスで、国の大きなプロジェクトを複数取っている。大学は三つのキャンパスがあり、びわこ・くさつキャンパスは、滋賀県と草津市の協力できている。地域に貢献するということで草津市とはかなり密接な関係にあり、理工学系のキャンパスで7学部1万8,000人の学生が通学しているということでございます。

視察内容として、自治体との連携という点でございます。

現在、草津市と大津市とのみ行っており、特に草津市とは自治体のシンクタンクの要望やスポーツ健康科学でのフィールドなど連携が深く、学生でも市民委員という形で参加している者もいるということでございます。産官学の連携を意識的に行っているということで、市民講座を年1回、市から委託を受けてテーマを決めてキャンパスで行っているということございました。

それから、研究部についてでございます。

研究部は創立して20年たち、現在研究者はスタッフを含めて180人いるということで、企業との橋渡しをする職員は20人で、エージェント制をとっており、すべて企業から引き抜いた者であるので企業のニーズがわかっている。東大阪にも産学連携の拠点事務所を置いている。一つの研究費用の平均は220万円から230万円、特許のマネジメントも保有しているということでございます。産業界との交流は年間300件で半数が中小企業、連携して成功して上場した企業もあるということであります。商品化したものも多数あるということございました。

農業に関する研究をする先生はたくさんおられまして、特産品開発は今のところないが、これから手がけることになるという説明でございました。特産は、ブランド化したもので、一本ものがあるということございました。

理工学振興会で年間10万円の会費を払うと、企業に年何回か出前講座をしたり、著名な先生の講演会に来ていただいたりする制度をとっているということござい

ます。

それから、インターンシップ制度についてであります。

就職のためのものではない。キャリアシップ。40時間のプログラムをつくって企業に送り、共感していただくとところに受け入れをお願いするが、大学が派遣するのではなく、学生が選んでいくということでございます。

企業とのインターンシップが主であり、国関係では以前に何人かは行っているということでございました。

地方自治体で協定を結んでいるのは草津市のみで、年間数名の学生が望んで行っているということでございます。今の学生は勉強をする環境が整っており、勉強時間が長いということで、そうしたインターンシップを利用する学生は夏休みを利用するということでございました。こうした点でも本自治体としても、また本市の企業についても紹介をしていく必要があるのではないかというふうに感じました。

それから、11月2日午後3時から4時まで、兵庫県森林動物研究センターを視察しております。

視察テーマについては獣害についてであります。

センターの出席者は松本業務部長、浅田次長でございました。

兵庫県森林動物研究センターの概要でございますけども、平成19年4月、人と野生動物と森林等の自然環境と調和のとれた共存を目指し、科学的、計画的な野生動物の保全と管理を推進するために必要な科学的知見と情報を提供する拠点施設として開設されておりました、全国的にもない施設でございます。

獣害について、被害対策ということが地域では重要になってくるが、県では保護管理を基本にしているということでございました。県内には14から15万頭のシカが生息していると予測されている。そのシカの分布がイノシシの生息地を北部地域に押し上げている状況であるということでございます。

シカが増えた原因は、雌シカの解禁が遅かった、人が山に入らなくなった、ハンターの数が減ったなどが挙げられ、イノシシの予測は難しいということでございます。来年の研究の中でシュミレーションしていくということでございました。

行政課題は、飼育動物と野生動物は違う、別のものであるという理解をしてもらわないといけないということでございます。正しい知識を学校教育や社会生活でつけていかないといけない。議会もこういうことをしていかなければならないのではないかと感じております。

大型のシカの捕獲装置、これはドロップネットを県が作成し、市に貸与する。市

が地元へ貸し出す。一度に大量捕獲でき、最高は淡路で25頭のシカを捕獲したという説明でございました。しかし、イノシシが入ると力が強いのでネットが破られるおそれがあるということでございます。

新年度、市に貸与するものの確保の要望をいたしましたけれども、設置場所の条件で上郡地区が有利であるということであり、数は17ほどあるということでございます。上郡とたつので調整することになるということであり、ドロップネットで一度捕獲した場所は2週間ほどすれば別の群れが出てくる。厄介なのは、組み立てに手間がかかり、餌付けに時間がかかるというところでございます。

今年度は熊の出没が非常に多く、但馬地域が特に多い。200～400頭が県内に生息していると予測される。兵庫県は年間何頭まで殺処分できるというような基準を定めていないが、まち中に出てきたものは殺処分できる。通常は山奥に放すが、学習できず、二度出てきた個体は殺処分になるということでございます。県基準を来年度見直す予定をしている。宍粟市で捕獲してから専門家が行くまでにタイムロスがあるということでございます。

今年度については西播磨に専門員を設けられるかもしれないが、専門員の数が少ないため、常駐は難しいということでございます。県内の皆さんに、できるだけセンターに来ていただいて研修をしてもらいたい。農家の皆さんに営農のことについても話をさせていただくということで、是非このセンターにも来ていただきたいという要望が寄せられました。

以上で3カ所の視察研修の報告といたします。以上であります。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員会視察研修委員長報告を終わります。

日程第5 第48号議案～第60号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第48号議案、平成21年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第60号議案、平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの13議案を一括議題といたします。

本議案は去る9月24日の本会議で決算特別委員会に審査を付託していたものであります。

決算特別委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

決算特別委員長、12番、木藤幹雄議員。

○決算特別委員長（木藤幹雄君） おはようございます。

それでは、決算特別委員会の審査の経過と結果の報告をいたします。

平成22年9月24日、第37回宍粟市議会定例会において上程のありました第48号議案、平成21年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第60号議案、平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの13議案の審査につき、決算特別委員会が設置され、議長より10名の議員が選出されました。

同日、第1回委員会を開催し、委員長に木藤幹雄、副委員長に山下由美を選出し、その後審査日程及び審査要領を協議しました。その日程は、10月6日、10月8日、10月12日、10月13日、10月14日、10月22日の6日間とし、審査に使用する資料としては、各会計決算書、平成21年度主要施策の成果説明書及び各部局が作成した独自の説明資料とすることにしました。

以下、審査の結果を報告いたします。

付託を受けました決算認定に係る会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、鷹巣診療所特別会計、老人保健事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業特別会計、病院事業特別会計及び農業共済事業特別会計の13会計であります。

初めに、一般会計から報告します。

歳入は予算額316億851万8,000円に対して、調定額285億8,248万8,000円で決算額261億1,901万9,000円で、調定額に対する決算額の割合を示す収入率91.4%であります。

歳出は、予算額316億851万8,000円に対して、決算額252億60万1,000円であり、執行率79.7%であります。

歳入歳出差引額は9億1,841万8,000円となり、昨年度の台風9号による災害及び国の緊急経済対策事業の実施により、多くの事業繰り越しを余儀なくされたため、繰越明許費繰越額が3億7,747万3,000円となり、この財源を除いた実質収支は5億4,094万4,000円の黒字決算となります。

歳入の主たるものは、市税48億3,309万9,000円、地方交付税95億244万3,000円、国県支出金43億4,597万5,000円、市債は40億7,947

万3,000円であります。

市税につきましては、景気の低迷を如実に反映して、軽自動車税以外は軒並み前年度比マイナスを示しております。市税等の収納済額についても、2億1,453万5,000円ダウンし、収納率についても約1%下がっております。当然、滞納額は膨らみ、市税で約5億1,000万円、国保税で3億2,000万円となり、従来の徴収方法でよかったのか等、抜本的な改革を考えるべきところにきております。

地方交付税等については、95億244万3,000円となり、前年比4億4,721万8,000円の増、4.9%の伸びでした。普通交付税においては、基準財政収入額が景気の低迷で落ち込み、標準財政需要額が臨時財政対策債の増発等で大幅な伸びとなり、普通交付税の増額2億1,125万2,000円と臨時財政対策債の増額3億2,512万9,000円と合わせた総額は、前年度比5億3,638万1,000円の6.1%の増となりました。

また、特別交付税においては、昨年の台風9号被害が影響したこともあって、1億1,989万2,000円となり、前年度比2億3,596万6,000円増の27.0%の伸びとなりました。

市債においては、前年度と比較して2億9,107万3,000円の減となっており、その主な要因としては、臨時財政対策債が3億2,512万7,000円、災害復旧事業債が1億4,280万円増加したものの、地域情報通信基盤整備事業及び庁舎建設事業等の合併特例債が9億9,820万円減少したのと道路新設改良事業、学校施設整備事業等の主要事業が翌年度に繰り越されたためによるものです。

歳出の主たるものは、人件費42億6,526万4,000円、16.9%、普通建設事業債47億2,759万9,000円、18.8%、公債費42億8,959万7,000円、17.0%、繰出金29億7,708万2,000円となっております。

人件費については、勸奨退職や給与の減額により前年度に比べ4.7%の減となっております。

投資的経費では、普通建設事業は前年度に比べ2.7%の減となっておりますが、災害復旧事業では、台風9号の災害により1,233.1%の大幅な増となっております。

翌年度繰越額については、主な要因としては台風9号による被害のため事業の実施時期が大幅に遅れたことや、国の経済対策による事業の実施時期が十分とれなかったこと等によります。学校施設整備事業、道路新設改良事業、災害復旧事業、市営住宅整備事業、観光施設改修事業等で52億3,065万円の巨費が繰り越しを余儀なくされました。

一般会計に属する各部局の状況を報告いたします。

まず、企画部、行政改革を実施する中で、行財政基盤を構築し、市民から理解と信頼を得ることを目指し、テーマを「地域力で自然と資源を活かすまち」として、まず一つ目には、まちづくりの受け身から仕掛けへの転換、二つ目は行政改革の推進、三つ目は市民ニーズの把握、情報公開、懇談の促進、四つ目は地域公共交通の策定、五つ目に危機管理体制の確立、六つ目に音水湖カヌー施設の整備の6つの項目を柱として取り組まれております。

行革については、効果額の大きなものとしましては、定員適正化計画により20年度末退職者32人に対し採用は10人とするなどで1億7,948万5,000円、議会議員の定数見直しで26人から20人に改正し、4,004万9,000円の効果額が出ております。また、滞納整理検討委員会の実施とその徴収などの行動にも職員の意識改革が徐々に図られつつあります。

市民ニーズの把握や意見の交換の場としての出前講座、しそふれあいミーティングについて、27件の740人の市民が参加されました。また、行政懇談会においては、災害により会場を小学校区から中学校区の8会場にしたことにより、前年度より少なくなりましたが、921人の参加がありました。今後ともしーたん放送の供用開始など、できる限り情報を市民に伝えていく取り組みをお願いしたいと思います。

生活交通対策事業については、乗合バス事業、休止路線代替バス、思いやり号、波賀中スクールバスの混乗などの利用者状況を把握しながら、平成23年度実証運行への基礎計画となる公共交通計画の策定にも取り組まれているが、今後、さらに検証を加える中で、市民の望む公共交通の実現に向けて進めていただきたいと思います。

宍粟市音水湖カヌー競技場利用実績について、県国体予選会や全日本チーム強化合宿、カヌースクールなど5,135人の利用がありました。ハード事業としては、クラブハウス改修工事・艇庫新築工事として1億5,383万8,000円、財源としては過疎債が1億5,070万円、一般財源として313万8,000千円となっています。今後もカヌーのメッカとして市内外への広がりを望むところです。

昨年の災害では災害救助法の適用を受けましたが、大きな支出としては、職員の時間外勤務で3,600万円、被災住宅応急修繕料2,446万9,000円、災害ごみ収集運搬等業務委託料として1億911万円などで、その財源としては国庫支出金の7,716万7,000円、県支出金6,153万円、一般財源1億7,923万9,000

0円で合計3億1,793万6,000円余りの決算となっています。

また、市単独の補助制度として創設した民家等土砂撤去補助金については1,696万1,000円、扶助費の被災者生活再建支援金については3,475万円を支出するなど、災害対策を最優先に取り組み、被災者の早期復興に対し全力を尽くされたことは評価するところであります。

次に、総務部、行政運営の根幹である財政状況については、昨年度より公表が義務づけられた実質赤字比率、連結実質赤字比率とも問題はないものの、実質公債費比率で前年比0.3ポイント上昇し、19.6%となり、依然地方債許可団体となる18.0%超であり、危険水域であることには変わりなく、合併特例債を含めた起債の状況については十分な注意が必要であります。

消防、総合病院を除く一般行政職の職員数は、合併後5年で65人減とする人員適正化計画に対し、合併5年後の平成21年度末で84人減となっており、順調に経過しているが、一方で行政サービス低下も懸念され、この人員減に対抗するにはマンパワーしかなく、講師を迎えての研修だけではなく、日常の執務のすべてが「研修と実践」であることの意識づけが不可欠であります。また、研修施設を持たない本市にあって、選ばれた職員が県の施設でリーダー研修を受け、市に帰り、リーダーとなって複数の職員に伝授していくシステムの確立を目指しており、成功すれば有効な制度になると考えられるので、自信を持って進められたい。

32億円に及ぶ災害復興の年でありましたが、他方国の経済対策としての臨時交付金が約12億6,000万円であり、経済危機対策臨時交付金では教育用コンピュータ、公共投資臨時交付金では教育施設整備、きめ細かな臨時交付金では道路橋りょう改修に主に投入され、成果を上げた年になりましたが、半分近くが年度繰り越しとなっており、早急な対応が不可欠であります。

すべての委員が異口同音に懸念をあらわした滞納問題については、徴収体制の強化及び不納欠損と不公平感のバランスに話は集中しましたが、単年度における5,000万円近い欠損額は、滞納処分の停止後3年で不納欠損という安易な考え方だけではなく、差し押さえや換価といった処分も十分検討し、不公平感が決して蔓延することがないように、最大の努力を要請します。

次に、市民生活部、まちづくり推進課の関係でごみの収集について年末年始等、2週間あくということには困ります。同じ市内でも環境が違うので、周辺市町の様子も見ながら、現在進んでいるにしまし循環型社会拠点施設との兼ね合いも見ながら改善・検討が必要です。

岩塊流を活かした地域づくり事業で活用と保全について取り組んでいただいております、大きく被災された地域の活性化につながればと支援するが、道路網のこともあり、地元が迷惑を受けることのないように十分配慮が必要であります。

素麺業者のクリーンセンターへの排水汚泥持ち込みについて、今までは可能であったものが不可能になるのだから、納得できる説明が必要と考えます。

市民課にあっては住基カードだけで印鑑証明書等の各種証明書が出せるようできないのか。合理化し、利用度を高める活用方法を考えるよう要望しました。

住宅建設資金等貸付金償還については、総額で1億4,700万円もの未収額があるが、いつまでも大きな滞納額を残しておけないので、少しでも早く回収することが大切である。

非常備消防費から消防団員報償金534万円、退職報償金3,840万2,000円、その他の支出があるが、消防団員について実態と登録人数に差異があるように聞いているが、名ばかりの人がないように実態把握に努めていただきたい。

人権相談事業として259万3,000円の決算額が上がっているが、相談内容はどのようになっているのか。何でも相談になっていないか。常設の相談室が必要なのか、十分な検討が必要であります。

健康福祉部、医療保険課の関係では、国保税の滞納額が増えており、現年度分の徴収に力を入れておられるようです、繰越分についても収納率が高く、今後も計画的に徴収いただくよう要望しました。

また、資格者証や短期保険証を出す際の基準を明確にし、保険証が本人に渡っていないという状況のないように、手遅れにならないよう要望しました。

介護福祉課にあっては、外出支援サービスのタクシー会社への委託料について業者間で違うことに対して質問したところ、是正するよう検討中とのことでした。

作業所で仕事が切れる時期があるようだが、さほど難しくない作業ができて、まちづくりに繋がればと、そういった支援について依頼しました。

社会福祉課の家庭児童相談・母子児童相談については相当な件数になっているので、状況を聞いたところ、相談員は1名ずつだが、内容によって職員もかかわっているため、相談員に負担がかかり過ぎてはいないとの回答でした。また、問題になっている児童虐待についても学校や民生委員との連携により、対応されております。

シルバー人材センターの補助金870万円について、経営状況による補助なのか、自主運営へと移行することはないのかの確認をしたところ、法人なので経営努力もしていただかなければならないが、市が補助を出すと国からも同額の補助金が出る

ということでした。

敬老会事業については、趣旨・内容について、精査する必要があるとの意見がありました。

出会いサポート事業について、出会いに恵まれない方もあるので、もっとPRしてください。成功報酬などは考えられないかと聞いたところ、市がかかわって謝金を出すというのは難しいものがあるが、方法の一つなので検討しますということでした。

次に、水道部、地域生活排水施設事業（コミュニティプラント管理、浄化槽管理）、公衆衛生の向上と生活環境の保全を目的とする地域生活排水事業は、その区域の施設整備は平成14年に完成し、現在は施設管理と料金徴収が主な業務になっています。約1億3,000万円の使用料額に対し、収入未済額が621万円ほどで、そのうち過年度分が400万円を超えており、固定化も懸念され、早期の対応を望みます。

特に、一宮町の素麺製造業に多い汚泥の前処理の問題は、比較的安価に処理できる沈殿槽にしてもらおうよう組合と協議に入っているところですが、これも上下水道料金と同じく市内業者間の不公平感には十分注意されたい。

また、今年は災害復旧業務も余儀なくされ、河東、三方、下三方、谷、それぞれの処理区で布設管の修繕が行われました。

次に、産業部、宍粟市の実態にあわせた施策に取り組んでいますが、21年度については年度当初の新型インフルエンザによる影響、経済不況の中で、経済対策、雇用対策等についてもあわせて実施しています。さらに8月には未曾有の水害があったことにより、年度当初に計画されていたものが大幅にずれ込んでいますが、災害復旧、復興を最重点に取り組んできた状況の中で、一定の成果が上がったのではないかと考えられます。

農林業関係では、営農の集団化、認定農業者等の育成、ほ場整備事業の推進、有害鳥獣対策、森林団地化、県産木材供給センター等について報告がありました。有害鳥獣駆除に関しては、猟友会に対する補助等も含め市としてしっかりとした対策が必要であるとの意見や、山林の境界を明確化するため、できるだけ早く地籍調査を進めるよう要請がありました。

商工観光関係では、生活応援券、商品券、緊急雇用対策や50名山を中心とした観光施策について説明がありました。委員からは観光協会事務局の体制について見直しを検討するよう意見がありました。

災害では、産業部所管で農業用施設、農地、林業施設、土地改良、林道、治山、畜産物、その他中小企業への影響額を含めて約30億円、市全体の34.5%の被害を受けており、早期復旧に努力していると報告されました。

農業委員会、平成20年度から農業委員会で耕作放棄地の調査を実施したところ、農振農用地2,800ヘクタールのうち14%に当たる400ヘクタールが耕作放棄田という危機的な状況であるとの報告がありました。

農地の管理は、所有者や地域の責務であり、労力がないという地域があるのも理解はできますが、一旦荒れてしまうと元に戻すのは大変でございますので、行政がしっかりとした対策と適切な指導をされたいとの意見がありました。

土木部、市道の整備として、現在1,399路線、585キロメートル、整備率51.1%のうち、平成21年度は継続18、新規9の計27路線について用地買収、物件補償、道路拡幅工事が実施されました。計画路線の中で台風9号の災害復旧を優先したことにより13路線、3億5,812万9,000円を22年度に繰り越しています。20年度からの繰越事業は5路線、橋りょう修繕1橋、2億3,962万2,000円でありました。

委員からの建設課直営班についての質問に対し、直営班は30万円以下の工事をし、山崎地区だけではなく、他の3市民局管内にも出向いて動いています。外注すると、市職員が詳細な設計をして数社から見積もりを取り、また、工期を設定して工期内に工事を完了すればいいのですが、発注後すぐに着工するとは限らず、時間と手間がかかるだけではなく、費用もかさみ、直営班であると、設計の必要がなく、工事内容の指示をするだけで足り、即行動できますとの回答でありました。

市営住宅は、山崎町木谷団地10戸のうち6戸、千種町東側土井久団地の10戸の建て替えを実施しました。

市道敷の未登記・道路内民地について、現在1,930筆余りあり、毎年30筆程度の登記を計画し、21年度は16筆の実績があるとの報告がありました。委員からは、登記に費用も時間も要するが、今後の事業の支障を考え、なるべく早く対応するよう意見がありました。

住宅使用料の滞納について、21年度末の滞納額は705万円、現年で120万円、過年度分で585万円あり、滞納指導で分納誓約により納めていただいている方もありますが、誓約が実行できない入居者については納付指導を行っているとの報告がありました。

土地区画整理事業については、昭和47年に102ヘクタールの計画決定をして

から38年余りが経過していますが、平成4年から6年にジャスコ周辺4.3ヘクタールの整備ができたのみです。平成15年に中井段地区24ヘクタールがまとまりつつありましたが、事業認可申請を断念した経緯があるので、平成19年度から同地区で規模を縮小し13ヘクタールに対して発起人会が設立した趣意書の聴取に努めていただいています。市としては過去の断念の経緯を踏まえ十分な合意形成が図られた後、事業推進について国県と協議をしながら、方向性の決定を考えてまいりますという報告がありました。

次に、会計課、特に報告事項はありません。

議会事務局・監査委員・公平委員会、特に報告事項はありません。

次に、教育委員会、一般会計の占める割合については、教育費の予算は53億5,679万4,000円と全体の17%を占めていましたが、決算では25億2,084万円余りで、10%前後となっております。これは、翌年度繰越額が27億6,860万1,000円であり、繰越率として50.7%となっております。

国の経済対策、あるいはきめ細かな臨時交付金、また、スクールニューディール構想など下三方小学校、河東小学校、一宮北中学校、一宮南中学校の校舎等改築工事が繰り越しとなっておりますが、平成21年度としては積極的な取り組みとなっております。

学校教育では、学校規模適正化計画を策定し、着実な推進を図るため、市内全域で説明会を実施し、また、新学習指導要領の改訂に向けた準備に取り組まれた年でもありました。

さらに、耐震化の推進や教育環境のICT教育環境整備も積極的に進められております。

社会教育にあっては、教育機関が旧町ごとにありますが、それぞれの充実、連携を行いながら、市民の生涯学習講座を通じて、学習ニーズに対応した取り組みが行われ、図書館についても、ブックスタート事業や図書館電算システム及び図書整備事業などにより、本の充足を含め整備が図られています。また、市民の健康づくりの観点から、スポーツ教室、各種大会なども体育協会などと連携しながら、市民のニーズに対応した取り組みが行われています。

就学前については、預かり保育、学童保育の充実や私立保育所への支援や公立保育所の運営など、幼保一元化計画の策定とあわせ着実な取り組みが図られています。

給食センターについては、給食センターのあり方や機能集積について、市民に理解を求めながら取り組むとともに、安全・安心の食の提供、また地産地消の推進を

図るため、とりわけ経済対策、きめ細かな臨時交付金等で保冷庫を設置し、野菜を保管する中で地産地消率を上げる努力がなされております。

以上、教育を取り巻く厳しい環境の中で、「しそうの子ども生き生きプラン」に沿って、市民の負託に応えるよう努力されているが、さらに、決算委員会では出された意見や監査委員の意見などをしっかり検証し取り組んでいただきたい。

次に、消防本部、職員の現在の定員71名の年齢構成を見ると、50歳以上が25名、40歳以上50歳未満が5人と極端に差異があり、知識や技術の伝承については、十分に注意する必要があります。

走行距離20万キロ以上で買い替えた一宮分署の高規格救急自動車は、平成21年度の一宮分署の出動件数が332件であり、効果的な購入であるとの報告でした。

携帯1P電話発信地情報受信装置の設置については、現地到着時間が確実に短縮され、有効な導入でありました。

山崎町内に集中する約30の中高層ビルに対応するクレーン車運転業務委託料については、平成21年度において訓練出動が1回で火災出動はなく、監査委員の指摘もあり、平成22年度から減額となるよう委託内容を変えております。

AEDが普及しているが、肝心なときに動かなかったりすることのないよう、その管理について徹底を図られたい。住宅用火災報知機の設置率がさらに向上するよう引き続き指導をされたい。

数年前からの懸案事項である消防広域化については、西播磨4市3町と協議の途についたばかりのようですが、中山間地の安全が脅かされることのないよう、十分に注意しながら進められたい。

なお、各市民局においても各部局で報告した内容全般にわたり連携、努力されておりますが、今後ともそれぞれの地域にあった活性化等に努力をいただきたい。

次に、各特別会計の審査について報告いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計、歳入総額43億2,155万6,000円、歳出総額41億2,903万7,000円、歳入歳出差引額1億9,251万9,000円となっております。

出産育児一時金は、緊急の少子化対策により、平成21年10月からの分娩を対象として保険料相当額4万円の引き上げが行われ、産科医療保障制度を含め42万円となりましたが、給付金は昨年に比べ減少しています。

次に、国民健康保険診療所特別会計、歳入総額4億7,339万3,000円、歳出総額4億7,235万1,000円、歳入歳出差引額104万2,000円となっております。

す。

波賀診療所の診療所及び医師住宅の改築を行い、地域に密着した医療機関としての機能充実が図られました。

次に、鷹巣診療所特別会計、歳入総額1,104万6,000円、歳出総額1,096万7,000円、歳入歳出差引額7万9,000円となっています。特に報告する事項はありません。

次に、老人保健事業特別会計、歳入総額1,282万1,000円、歳出総額892万2,000円、歳入歳出差引額389万9,000円となっています。平成20年3月診療分までの精算に付随するものです。

次に、後期高齢者医療事業特別会計、歳入総額4億4,144万1,000円、歳出総額4億3,454万4,000円、歳入歳出差引額689万7,000円となっています。特に報告する事項はありません。

次に、介護保険事業特別会計、歳入総額34億6,680万2,000円、歳出総額34億4,675万1,000円、歳入歳出差引額2億5万1,000円となっています。介護従事者の処遇改善のために介護報酬の3%プラス改定が行われました。このための保険料の上昇分については国の特別対策により軽減がされています。

次に、簡易水道会計、歳入総額10億3,915万8,000円、歳出総額10億3,619万7,000円、歳入歳出差引額296万1,000円のうち32万4,000円は繰越明許費繰越額で、実質収支額は263万7,000円となっています。

宍粟市における簡易水道整備事業は、平成20年度末の千種簡易水道統合整備事業の完成により一応完了しましたが、千種簡水における平成21年度末の接続率は依然63.0%と低迷しており、料金改定が迫る今、丁寧な対応が必要であります。また、10億円近い巨費を投じて水量拡張工事を平成20年度から3カ年で実施中の波賀簡易水道では、順調に進められていると見受けられます。また、特に一宮町域で簡易水道施設も被災し、水管橋等の修繕が行われています。

次に、下水道事業特別会計、歳入総額20億7,562万3,000円、歳出総額20億6,997万7,000円、歳入歳出差引額564万6,000円のうち367万4,000円は繰越明許費繰越額で、実質収支額は197万2,000円となっています。

公共下水道域の施設整備は、区画整理事業区域内は約104ヘクタールを除いては完成しており、処理場10カ所、中継ポンプ場213カ所の管理を業者委託により実施している。

区画整理事業区域内の整備につきましては、極力二重投資にならないように配慮

され実施されていますが、一部の河川計画区域を残して面整備が完成したことにより、市民の生活環境改善に大いに繋がっているものと期待されます。

次に、農業集落排水事業特別会計、歳入総額 8 億 3,602 万 4,000 円、歳出総額 8 億 3,409 万円、歳入歳出差引額 193 万 4,000 円のうち 50 万円は繰越明許費繰越額で、実質収支額は 143 万 4,000 円となっています。

管理は順調に推移しているが、生栖と下河野で被災し、施設や管の補修工事を実施した。

次に、水道事業特別会計、収益的収入及び支出については、収入総額 5 億 8,476 万 2,000 円、支出総額 5 億 7,357 万円で実質収支額は 1,119 万 2,000 円、資本的収入及び支出においては収入総額 2 億 4,051 万円、支出総額 5 億 4,051 万 1,000 円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3 億 1,000 円は当年度分消費税及び地方消費税収支調整額、減債積立金、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

浄水場及び配水施設の維持管理が主な事業で、多くを業者委託により実施しているが、上寺浄水場や配水管の老朽化も著しく上寺浄水場は第 1 期工事として、配水管については三津橋水管橋と田井地内の老朽管の改良工事を実施した。また、与位から清野地区の送水管が被災し、修繕工事を実施しました。

次に、宍粟市病院事業特別会計、事業収益決算額 31 億 7,970 万 7,000 円、事業費用決算額 35 億 1,149 万円、純損失 3 億 3,178 万 3,000 円となっています。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 3,462 万 5,000 円は過年度分損益留保資金で補てんされており、いわゆる内部留保資金が枯渇する日は遠くなく、抜本的な対策、赤字に対する考え方の整理等が急がれます。

全国的な医師不足の傾向は、特に中山間地において顕著であり、医師確保に全力を傾注した 1 年でもありました。ピーク時 27 名の医師数は平成 21 年度末で 18 名であり、しかも高齢化が進んでおります。1 人で億単位を稼ぎ出す医師の特性を考えれば、宍粟市出身医師への働きかけなど、努力を怠ることはできません。

こういう財政状況にもかかわらず、最先端医療を放棄すれば医師、患者とも減っていくことは明白であり、診療機器の買い替え、充実については赤字とのバランスを考慮しつつも、医師の要請にこたえながら実施されたい。

また、DPC（診断群分類包括評価）の導入により、前年度より入院患者数は減少しているものの入院 1 人当たりの単価は増加しております。

地域医療との連携については、地域連携室による退院調整は好評で、しっかり続けながら、地域医療のリーダーとしての地域医療ビジョンの確立をすべき時に来ております。

次に、農業共済事業特別会計、収益的収入1億268万6,000円、収益的支出1億228万2,000円、純利益40万4,000円となっています。

水田農業構造改革、家畜や農業用施設の経営者の高齢化や後継者不足による規模の減少により、加入等も若干減少の傾向にあります。21年度は、水害により非常に大きな損害を受け、水稲共済で2,600万円、また肥育牛の流出があったこと等により、共済の総支出額が4,600万円余りと20年度と比べ非常に大きな保険金となっています。

最後に採決の状況について、報告をいたします。

まず、第48号議案、平成21年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第49号議案、平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第50号議案、平成21年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定であります。

次に、第51号議案、平成21年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定であります。

次に、第52号議案、平成21年度宍粟市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定であります。

次に、第53号議案、平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第54号議案、平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定であります。

次に、第55号議案、平成21年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定であります。

次に、第56号議案、平成21年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については全会一致で認定であります。

次に、第57号議案、平成21年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定であります。

次に、第58号議案、平成21年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

については、賛成多数で認定であります。

次に、第59号議案、平成21年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定であります。

次に、第60号議案、平成21年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定であります。

以上で報告を終わります。

○議長（岡田初雄君） 決算特別委員長の報告は終わりました。

決算認定の審議中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

決算認定を続けます。

先ほど決算特別委員長の報告の中で、極めて長い報告でございましたが、読み間違い等が数カ所ございました。私、議長と委員長とで精査して議事録を訂正したいと思います。ひとつよろしく御了承をお願いいたします。

それでは、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

まず、第48号議案からお願いします。

申し遅れましたが、質疑、討論、採決につきましては、一部分割して行いますので、よろしくお願い申し上げます。

第48号議案、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第48号議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。第48号議案に対して、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

主な問題点を指摘して討論といたします。

まず第1点目に、住宅新築資金等貸付制度がございますけれども、平成17年度の合併の決算以来、少しずつしか滞納額が減少しておりません。その滞納額は1億4,184万円にもものぼっており、借り主にもさまざまな理由はあるかと思いますが、返せないなら返せないで法律にのっとして計画的に処理すべきではないでしょうか。

2点目には、毎年指摘しておりますが、常設の人権相談室が本当に必要なのかどうか、相談の内容の分野も多岐にわたっており、同和問題を主体とした人権相談室は廃止し、消費者相談、人権擁護委員による相談等で十分対応できるのではないのでしょうか。

3点目には、国民健康保険証の交付の判断が税務課によって行われ、国保税を納めているかいないかが保険証の交付の基準となっていることは、国保加入者の命と健康を守る上で行政としてはあってはならないこととあります。そのために短期保険証すら税務の窓口に行かない人には保険証が渡らない仕組みになっております。保険証の交付は税務とは切り離し、すべての国保加入者が保険証を受け取ることができるようにすべきであります。

4点目には、外出支援サービスにおいて平成22年度より民間参入者が増えましたが、その費用の算出根拠は選考してサービスを実施してきた事業者と異なっており、不公平感のない採算のとれる事業体系とすべきではないでしょうか。

5点目には、庄能上牧谷バイパスの蔦沢への必要性は認めますが、両側に3.5メートルの歩道、全体として幅員14メートルは広過ぎると思います。また延長も440メートル以北の計画が進み、県道に繋ぐ計画が実現するのはいつのことかわからない状況であり、本当に役に立つ市道になるのか疑問が残るところであります。

6点目には、にしはりま環境事務組合に負担金を出していますが、平成22年度に1社のみの応札で業者が決まりましたが、このごみ処理場は計画の段階からごみの処理規模が大きく、しかも、二つの自治体が稼働途中で脱退するかもしれない問題に決着をつけないまま推進されてきました。

7点目には、引原ダムのカヌー競技場が進められ、旧和光美術館の購入が不動産鑑定士の鑑定のないまま8,130万円で購入が強行されました。

8点目には、波賀学校給食センターの廃止が計画されておりますが、これだけ広い宍粟市でありますし、給食は教育の一環として行われているものであり、効率性だけを追及すべきではなく、地域全体での経済効果も十分考慮すべきであります。

9点目には、し尿くみ取り券の不正問題に関連して、今年10月に報告書が出さ

れましたが、職員が関与しているおそれがあるし尿券不正流通問題については何ら解決されておられません。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 11番、大上でございます。私は、ただいま決算特別委員長より報告のありました一般会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきますと思います。

審査の結果につきましては、決算特別委員長より詳細な報告がありましたので、私は数字的なことはできるだけ省略させていただきますが、21年度決算の結果といたしまして、前年度と比較し、歳入で6.7%、歳出で5.2%とそれぞれ増となっており、実質収支額で5億4,000万円余りの黒字の決算となっております。

その内訳といたしまして、歳入面では、市税が景気の低迷などが起因し、前年に比較しまして2億1,000万円余り、率で4.3%余り減となっておりますが、反面、普通交付税が前年度に比較して2.6%の増、さらに特別交付税が昨年の台風9号災害に係る特殊な要因が影響し、大きく約27%の増となっておりまして、地方交付税の総額が7億7,000万円余り、率で8%の増となっております。

歳出面では、事務事業の執行はできるだけ最少の経費で最大の効果を上げるという姿勢で取り組まれておりまして、人件費などは前年度に比べ4.7%の減と努力されておりますが、台風9号による災害復旧費関係が大幅に増になったほか、県産木材供給センターの用地造成や一宮北中学校校舎改築工事の実施などによりまして、前年度に比べ約12億4,000万円、率で5.2%の増となっております。

このような状況の中ではありますが、昨年8月の台風9号により、かつて経験したことのない未曾有の水害に見舞われたにもかかわらず、その復旧、復興に職員が一丸となって全力で取り組み、市民の皆様には大きな安心感を与える一方で、当初予定の事務事業も決算書では執行率が79.7%となっておりますが、これは災害関連事業等の繰り越しが主な原因となっておりまして、実質的には高い執行率で予定の執行可能な事業はほとんど実施され、行政効果は十分上げておられると理解されます。

よって、この21年度の一般会計決算は、繰返しとなりますが、大災害に見舞われたにもかかわらず、しっかりと対応し、厳しい財政状況の中ではありますが、最少の経費で最大の効果を上げる努力を行い、行政効果は十分上げられている

と確信いたします。繰り越しとなった災害関連事業等の早期完成に期待しながら、21年度の一般会計決算を認定することに賛同するものであります。議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

これから、第48号議案について採決を行います。

第48号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第48号議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第48号議案は原案のとおり認定されました。

続いて、第49号議案から第54号議案の6議案について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第49号議案から第54号議案について討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案に反対の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） まず、第49号議案から行います。

日本共産党議員団を代表して、第49号議案、平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

平成22年度には、市民と私たち共産党議員団が常に望んでおりました一般会計からのルール分以外の繰り入れが7,000万円行われ、少しだけ保険税が下がりました。しかし、繰り入れは行われたとしても国民健康保険加入者の支払う国民健康保険税の負担感は相変わらず重いものであり、一般会計からの繰り入れを大幅に増やすとともに応能応益割合を見直し、収入のあるなしに係る資産割は廃止すべきであります。また、現在検討されております国民健康保険の広域化は中止するべきで

あります。

以上で反対討論を終わります。

続きまして、第53号議案も行います。

日本共産党議員団を代表して、第53号議案、平成21年度宍粟市後期高齢者医療特別会計決算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は年齢だけで差別医療制度を持ち込む医療制度であり、世界でも類を見ない制度であります。さらに保険料も年金から天引きという過酷な制度であります。このような制度は廃止しかありません。しかも民主党は選挙公約で即廃止と言っていたものを、先延ばしをするだけではなく、より悪い方向で改革が進んでおります。この制度は直ちに廃止するべきであります。

以上で反対討論といたします。

続きまして、第54号議案の反対を行います。

日本共産党議員団を代表して、第54号議案、平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

介護保険は3年ごとに見直すことになっておりますが、平成21年度決算における介護保険事業基金は約3億円もあります。黒字になって積み立てた基金は被保険者に還元すべきであります。また、保険あって介護なしと言われる状況を早期に解決するためにも介護施設の増設など、思い切った施策に取り組み、文字どおり高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるべきです。

以上で反対討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） それでは、第49号議案に対しまして賛成の討論をいたします。

平成21年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

現行の国民健康保険制度は昭和34年に制定され、半世紀を迎えました。国民皆保険制度として制度が定着し、公的医療保険のセーフティネットとして国民の健康保持、増進にその役割を十分発揮して今日に至っております。

しかしながら、高齢化、医療技術の高度化などにより、医療費は増加をしており、国保事業は一段と厳しいものとなってきております。このような現状をとらえ、レセプト点検などの医療費適正化対策事業、疾病の早期発見、早期治療に繋がる特定

検診、生活習慣病予防の特性指導に取り組んでおります。

21年度決算では、1億9,000万円余り実質収支額となっておりますが、医療費の増加傾向に歯止めがかかったわけでもなく、加入者の保険料納付環境がよくなったわけでもありません。言われますように、一般会計からの繰り入れが必要かもしれないませんが、繰入金には限界があることも事実であり、負担の公平性も考え合わせなければならぬと思います。

先ほど述べましたように、医療費適正化などにより歳出の抑制を図るとともに、保険料収納率の向上に努め一層の経営努力を要望いたしまして、賛成討論といたします。議員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 6番、岡崎です。私のほうからは第53号議案、平成21年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度の廃止については、最近の神戸新聞で兵庫の首長に対するアンケートでも廃止に反対派と推進派が拮抗しているような状態であります。国民皆保険制度が成り立たなくなる状況の中で、予防介護等に力点を置いたこの医療費を抑制するためにこの制度が発足したと認識しております。

政権が変わりこの制度を廃止し、厚生労働省は後期高齢者医療制度にかわる新制度案を打ち出しています。その内容は75歳以上の約8割を国民健康保険に移行し、運営は都道府県が担うとなっております。国民健康保険の広域化は制度維持に欠かせないということで、63.5%の首長は新制度に賛成しています。

そもそもこの後期高齢者医療制度は、日本が世界に誇る国民皆保険制度を維持するものであり、よって、この趣旨を踏まえて平成21年度の宍粟市後期高齢者特別会計決算に賛成いたします。議員各位の賛同を求め賛成討論といたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 第54号議案、平成21年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本議案に賛成の立場から討論をいたします。

本市の高齢化率は21年度末で26.8%となっており、年々増加をいたしております。介護保険制度は、住みなれた地域で家族とともに生活できることを目指して

在宅で必要なサービスを受けることができ、社会全体で支えていく制度であることは御案内のとおりであります。核家族化や社会環境の変化に伴い施設入所の待機者が増加していることも承知をいたしております。22年度に向けてグループホーム及びショートステイへの増床への整備計画もされようとなるなど、サービス向上、充実に努力している点も伺えます。

介護対象者が増加していくことは避けられない状態にありますが、要介護者、支援者にならないよう予防事業、介護が必要となられましても可能な限り住みなれた地域で生活ができるよう、支援への努力と、なお一層の介護保険事業への安定化を強く望み、賛成するものであります。議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで討論を終わります。

これから第49号議案から第54号議案までの6議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第49号議案について採決いたします。

第49号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第49号議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第49号議案は原案のとおり認定されました。

続いて、第50号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第50号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第50号議案は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第51号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第51号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第51号議案は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第52号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第52号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第52号議案は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第53号議案について採決します。

第53号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第53号議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第53号議案は原案のとおり認定されました。

続いて、第54号議案について採決します。

第54号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第54号議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第54号議案は原案のとおり認定されました。

続いて、第55号議案から第60号議案までの6議案について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第55号議案から第60号議案について討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番(山下由美君) 日本共産党議員団を代表して、第58号議案、平成21年度宍粟市水道事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

2007年度には若干の水道料金が引き下げられましたが、それでも兵庫県下で高いと言われている水道料金に変わりはありません。この高い水道料金の背景には、旧山崎町時代の将来人口推計予測の過大見積もりにあり、高い水道料金の責任は行政にあるのです。ですから、行政の責任において、高い水道料金は引き下げるべきであります。

そして、今、この山崎町の水道料金が市内全域の基準になろうとしています。また、水道料金滞納者に対して給水停止措置がとられておりますが、水なしには生活は成り立たないものであり、どのような理由があれ、給水停止は行うべきではありません。

以上で反対討論といたします。

○議長(岡田初雄君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、東 豊俊議員。

○7番(東 豊俊君) 第58号議案、先ほど反対討論がありましたけども、これは先ほど決算特別委員長から報告がありましたとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は消費税及び地方消費税収支調整額、減債積立金、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをしております。さらに事業では、多くの事業を業者委託により実施しておりますが、上寺浄水場や給水管の老齢化も著しく、上寺浄水場は第1期工事として給水管については三津橋水管橋と田井地区老朽管の改善工事を実施している等、その務めを十分に果たしていると思われま。

さらには、先ほど反対討論でありました給水停止の問題も指摘がありましたが、

水道料金を払わないすべての人に給水をすべきという点は納得がいかないように感じます。よって、認定に賛成すべきと思います。

以上。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで討論を終わります。

これから第55号議案から第60号議案までの6議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第55議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第55号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第55号議案は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第56号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第56号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第56号議案は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第57号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第57号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第57号議案は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第58号議案について採決します。

第58号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第58号議案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岡田初雄君) 起立多数であります。

第58号議案は原案のとおり認定されました。

続いて、第59号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第59号議案は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、第60号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は認定であります。

お諮りします。

第60号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第60号議案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第6 第61号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第6、第61号議案、宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) それでは、第61号議案、宍粟市若者の海外研修等支援事業基金条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年11月10日、市内在住の個人より3,000万円の寄附金を採納いたしました。その際に、寄附者からは、宍粟市の若者等が海外等において国際的視野や広い識見、技能を身につけ、その後、当該技能等を生かして地域の振興や住民福祉の向上を図る事業に活用してほしい、こういった旨の御意向を伺っております。

そこで、寄附者の御厚意に報いるとともに、効果的かつ効率的な手法により、次世代を担う人材育成事業を実施してまいりたいと考え、当該寄附金を原資とする基金条例を制定しようとするものであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） この条例について、市長の具体的にはこういうふうに出せばいいんじゃないかなというような思いがありましたら、ちょっと伝えてもらいたいことと、これの支援事業の審査会なんかがあるようですけども、この審査会は大事な審査になると思うんで、どのような識見を持った人を当てるのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この条例につきましては、先ほど申し上げましたように11月に寄附採納を受けております。そういう観点で寄附者の意向を聞きまして、こうした基金条例をつくっておるわけですが、具体的にはどういうふうに使っていくかというのは、今後詳しく協議をしていきたいというふうに思っております。

いろんな考え方があるわけですが、今、国際交流をやっております子どもたちの枠を広げることも方法でありますし、あるいは商工会あるいは森林組合と外国の技術を学んできたいというようなことがありましたら、そうしたことにも使うこともできるのではないかなど。いろんなことがあるわけですが、とりあえず寄附を入れていくということのために急遽つくった条例でございますので、今後議会の委員会等でも十分御協議をいただきながら、方法等については検討してまいりたい。

それから、審査委員会につきましても、具体的なことについてはまだ検討しておりませんので、いろんな識見を持った方をというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） まず、この範囲というか、対象とされる国は大体どういったところをお考えかというのが1点と、それから、第2条の（2）の基金から生ずる収益ということで、金利のつかない時代で財源からの利子というものは非常に少ないと思うんですけれども、基金になる3,000万円前後をずっと順次食いつぶしていく作戦なのか、事業を行って出た収益でもってそういう海外支援をするのかという、この2点について、範囲と方法と。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 国際的にどこの国を範疇とするかというふうなことでございますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、現在その考えについて、今から検討していくというふうなことでございます。

また、基金についての取り崩しかどうかというふうなことで、現在の利子等につきましても、非常に果実が少ないというふうな状況から、この3,000万円を取り崩していくというふうな形で進めさせていただきたいなというふうなことを基本的に考えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 今、大変ありがたい話が持ち上がっているようで、今後の運用というのは幅広く考えていくということのようでございます。私、お聞きしたいのは、この第5条の意味が本当によくわからない。企画部長の話によりますと、いわゆる利息、果実運用というのは利率が低いからなかなか期待できない。取り崩しという形になるんであろうというお話がありましたよね。そうなってきますと、ここへ書いてありますように、金融機関に預け入れた当該金融機関等に係る保険事故というのは、俗に我々も想像がつく話であろうと思います。金融機関の破綻ということが生じた場合ということだと思っておりますが、ここに前条の規定に係る当該金融機関等に対する借入債務と当該金融等に係る債務を相殺するために基金を処分することができるという意味がもうひとつよくわからないんですよ。基金を取り崩すことが主眼になるであろうといった場合に、いわゆる借り入れということが起こり得るのかどうかと。ここの部分がよくわからないので、ひとつ説明をしてください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 第5条の処分の特例でございますが、これはペイオフ制度、いわゆる預金の保証関係の制度が崩れたことによりまして、新たに基金の状況

のときにはこういう要綱を設けております。したがいまして、借入債務というのは借金のことでございまして、債権を預金、これをそういった事故のある場合には相殺できる。いわゆるペイオフできるという規定をここにあらわしているところがございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。今、市長は11月10日に個人から3,000万円の寄附があったというふうに言われたんですけども、この方については匿名を希望されているから、その個人名というのは言われぬのか、その点と、あとこういう寄附、後の補正予算には上がってくるんですけども、こういう条例を決めたけども、詳細についてはまだ今から決めるというふうなことであったんですけども、私は、もしこういう条例を出されてくるのであれば、それに対応する規則で具体的に今種々質問があったように、どういうふうなそういう研修について援助をしていくとか、そういうふうなことも固まった段階で本来提案すべきじゃないのかなというふうなことを思ったんですけど、あくまで3,000万円の寄附を置いておくための条例提案でしかないということですね、今回の場合は。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この条例、先ほど申し上げましたように、当初は教育委員会の関係というようなこともあったわけですが、その後、本人さんのほうから幅広くというようなこともございまして、一般会計にということもどうかということ、やっぱり明らかにしていくほうがいいだろうということで、条例については不十分であります、これは一つの案として出しておるわけですから、十分に御協議をいただいで、決定をいただければ結構であります。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 今後の研修制度の具体につきましては、いわゆる条例の施行規則であったり、要綱であったりというところを年度内にお示しをさせていただきます、また、委員会等に御相談申し上げるという形をとっていきたいというふうに考えております。

匿名かどうかというふうなことでございますが、最近、その本人さんとの了解をいただく時間がちょっとなかったものですから、昨日、確認をさせていただいたら、公表して結構ですというふうなことでございました。指定寄附をされた方は、宍粟市山崎町野317番地の株式会社大久保製作所社長の久保富彦様でございます。

大久保社長は、父親、故大久保富生氏の意味を受けて何とか若い人に海外や国内、いろいろ経験を積んでまちを活性化してもらいたいというふうな意思を受けての指定寄附でございました。

○議長（岡田初雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております第61号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第61号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 第62号議案～第64号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第7、第62号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議第64号、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第62号議案から第64号議案まで一括して、提案理由を御説明申し上げます。

国においては、平成22年8月10日の人事院勧告を踏まえ、10月1日招集の臨時国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等が上程され、11月26日に可決をされたところであります。

宍粟市としましては、地方公務員法に基づく国公準拠の考え方を踏襲いたしてお

り、今回の国の改正に基づき、一般職の給与につきましては、期末手当、勤勉手当の引き下げと、給料表の減額改定及び住居手当を引き下げることといたしております。

このことから、第62号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、一般職の給与条例の改正に合わせて改正してきた経緯から、一般職の引き下げ月数と合わせ、6月を0.05カ月、12月を0.15カ月引き下げるものであります。

次に、第63号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同様に一般職の引き下げ月数と合わせ、常勤特別職については、6月を0.05カ月、12月を0.15カ月引き下げ、教育長についても、6月と12月の期末手当及び勤勉手当ともに一般職の職員と同じ月数を引き下げるものであります。

最後に、第64号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、先ほど概要を説明しましたとおり、1点目として、6月期末手当及び勤勉手当ともに0.025カ月、12月の期末手当を0.125カ月、勤勉手当を0.025カ月引き下げるものであります。

2点目として、概ね40歳未満の若年層職員及び医師を除いた職員の月例給を平均0.1%引き下げるとともに、現給を保障されている職員につきましては、昨年度から、さらにその給料月額から0.17%の引き下げをするものであります。

3点目として、行政職給料表及び医師を除く医療職給料表の適用を受ける職員で、5級以上かつ55歳を超える職員の給料、期末手当、勤勉手当を1.5%引き下げるものであります。

4点目としまして、兵庫県人事委員会勧告で、持ち家に係る住居手当の支給額を2,500円から900円引き下げ、1,600円とすることになっており、地域給与準拠の考え方から、これに準じて引き下げるものであります。

5点目として、平成22年度の民間との給与の整合性を図るため、今回、給料表月額の減額対象となっている職員について、4月に支給した給料、扶養手当、住居手当、管理職手当を合計した額に0.28%を乗じた額の4月から11月までの8カ月分と6月に支給しました期末勤勉手当の0.28%相当額の合計を、12月支給の期末手当から差し引くこととするものです。

6点目といたしまして、これまで条例の委任を受け内規により給与から保険料等

を天引きしていましたが、国県の指導、地方公務員法の趣旨などを踏まえ、天引きできる項目を条例で明確に規定する改正をするものであります。

以上、3議案につきまして一括して御説明申し上げました。よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 第62号議案と第63号議案を一度にお尋ねをいたします。

私、昨日、宍粟市例規集を見たんです。その中にこの第62号については、第5編の給与、1章のところを見ました。そうすると、そこに先頭沿革、そして1条趣旨、2条議員報酬、3条何も書いてないところ、4条が費用弁償、5条が旅費、6条が期末手当、7条が準用規定、そしてその後に附則、改正附則という欄がありまして、見たんですけれども、ここで第1条改正というところでは、これは趣旨のはずですよ。1条というのは。そこにも期末手当がありました。それから第2条の改正のところにも6条で期末手当がありました。それで今回提出をされている分については、第1条趣旨のところの期末手当が了解できた段階で第2条の期末手当も改正するというものなのか、お尋ねをいたします。

それと、第63号のほうで、1ページのところ、第3条改正、附則、施行期日、現行は平成17年4月1日から施行するとなっております。改正案のほうは第3条、この条例は平成17年4月1日から施行するとなっておりますけれども、その表のほうの説明を見ますと、条例中第1条及び第3条の規定は平成22年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成23年4月1日から施行するとなっておりますけれども、その文章が私はどうしても理解しかねるんですけれども、間違いじゃないのかな。国のほうが間違っておられるはずはないと思うんで、私のちょっと疑問を解いていただきたいなと思います。お尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） ただいま条例改正の手法のことだと思います。私自身も非常にわかりにくい条例改正で、今御指摘のとおり同じような疑問も持っております。ただ、改正する条例のやり方といたしましては、文面を見ていただきましたとおり、条例の一部を改正する条例ということで、その該当部分のみが第1条、また第2条という条立てで整理をするようになっております。したがって、本来の

条例の1条、2条、これとは全く異にするものでございまして、今回の条例改正の1条、2条ということでございます。

まず、そのことを私もわからないんですが、そういう理解をいただきまして、先ほど質問ございました第1条が可決になった後、第2条と、これはおっしゃるとおりでございます。可決になった場合、第2条としては、例えば第62号議案の新旧対照表の参考資料で挙げていますところには現行改正案と書いております。第1条の期末手当の率が100分の90になったことを受けまして、その改正案が左側の第2条では100分の190ということで、改正をもって次に移るということでございますので、非常にわかりにくいですが、そういう条例上の整理だというふうに御理解を願いたいと思います。

なお、第63号議案のところの附則の22年12月1日でありますとか、23年4月1日、また本来の条例は17年4月1日になっております。これも同じように、本条例そのものは17年に制定したものでございまして、今回の改正する条例の適用は22年12月であったり、23年の4月と。この条例だけの適用でございますので、そういったご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） この三つの議案につきましては、総務文教常任委員会に付託されることになっておりまして、私どもはその審査に加わりませんので、お尋ねをしておきたいんですが、今、議員あるいは常勤の特別職、それから一般職員の給与あるいは報酬についての引き下げの条例が出されたわけですが、今日的な状況の中でその引き下げそのものに対して異を唱えるとか、反対とかという意味じゃないんですが、ここで確認というんですか、それをしておきたいと思うんですが、市長の提案の中には人事院勧告が出された。それに基づいて一般職の改定を行うと、切り下げの改定を行うと、そういったことに倣って議員と特別職常勤のもの報酬、給与も下げるんだと、こういうお話があったと思うんですが、この一般職につきましては、それに準じられるのは一つの流れかと思えますけども、特別職につきましては、この市の条例、特に特別職の報酬審議会条例というのがございます。この中に議員と市長、副市長、教育長等の給与についてのいわゆる上げ下げについての審議、額を変えるときにこの審議会を設けると、こういう規定になっておるわけですね。

そうなってくると、人事院の勧告に倣ってそれに準じてということと、この特別

職の報酬審議会条例との絡み、整合性というのは一体どういうことになるのかなあと。下げるときは一般職がそうなるんだから、常勤と言わず、議員と言わず下げられて普通ですねと。これは納得できる。じゃあこれ逆に人事院勧告で給与がもうこれから上がることはないということはあるわけなんで、そうなったときに、人事院勧告で給与の引き上げということが行われたときには、一体どうなるのか。そうなってくると、この特別職に係る市の条例43号というのは、どういうことに位置づけられるんだという疑問が1点ございます。この点について、どういうことになるかなあと、ひとつ御説明をいただきたいということが1点。

それから、62号、63号、64号を通じましてそれぞれ引き下げによる人件費の引き下げ効果というんですか、反映額というのが恐らく概算にしる試算されていると思うんで、それぞれのこの条例によって生じる人件費の引き下げ額はいかほどになるのかと。この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 2点の御質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、特別職の報酬審議会との関係でございますが、まず、特別職の報酬審議会に規定しておりますのは、報酬・給与、この改定については審議会の意見を聞いて市長は決定をしなければならないというようになっております。今までも期末手当の率については人事院勧告等の職員の増減に伴う分で上げております。ただ報酬そのものを変えるときには当然審議会を開きまして、いろいろな意見を聞く中で答申を受けて提案をいたしております。これは今回、たまたま率が減っておりますが、増になるとき、減になるとき、いずれもこういった格好でこれまでもやっておりますので、そういう慣例の準じたということで御理解を願いたいと思います。

それと、仮に下がるときにはそうだけでも、上がる時はどうかということにつきましては、過去17年から率については人事院勧告に伴いまして職員改正にあわせて提案をいたしております。17年のときには、県の町長会の申し入れによりまして、辞退をしようというようなこと、それからさらには19年には、議員さんのみ否決をされたような場合もございます。そういった経過で、率については特別職の報酬審議会に諮らず市長が判断をされ、提案をしている状況でございます。

それと、反映額の件でございますが、順番に申し上げますと、まず議員さん、これは総額で約155万円でございます。影響額155万円です。3役につきましては、市長、副市長、教育長につきましては、総額で49万円、それから職員の影響額につきましては病院の職員も含めまして全体で約6,370万円、これがすべて減

額の影響額でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにございませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。39条の関係で従来は規則で明記しておいたものが指導があって、条例にというふうなことで今回出てきておるんですけども、大変たくさん項目があって、わざわざ条例で規定すべき内容なのかなというふうなことを逆に思うわけでありましてけれども、どういう経過でわざわざ条例に規定せよというふうな指導、どういう理由でそういう指導があったのか、その点ちょっとお聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で第39条給与からの控除の関係でございます。これはただいま話のありましたとおり、規則によって定めておりました。ところが、政権が民主党に国のほうがりまして、自民党のほうから職員団体の掛け金を給与から自動的に引くのは公務の費用を使った不当であるというような御指摘がございまして、それを受けまして国のほうがすべて法令、条例に定めることが必要だと。条例に定めるもの以外、公務として引き下げることは公務以外の仕事をしているという該当になったわけでございます。したがって、今回も話題になったのはこの3番目、第53条の2に登録された職員団体の掛け金、これが論議にあった関係で、あとすべて互助会のことでございまして、保険の関係、こういうものも条例で明記をするということで、国の指導、県の指導も受けまして、今回提案をいたしております。

○議長（岡田初雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第62号議案から第64号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第62号議案から第64号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第8 第65号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第65号議案、宍粟市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第65号議案、宍粟市特別会計条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

老人保健事業につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の施行により平成20年度から後期高齢者医療制度へと移行しましたが、改正前の老人医療に関する収入、支出につきましては精算等の処理が生じるため新制度施行後、3年間は従前の例によることとされ、老人保健事業に関する特別会計を設置することとされておりました。

このたび、平成22年度末をもって、その3年間の経過措置が終了し、特別会計の設置義務がなくなることに伴い、老人保健事業特別会計を廃止するものであります。

なお、今後、老人医療に関し精算等が生じた場合には、一般会計において処理を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 6番、岡崎です。先ほど説明がありました第65号議案に対して市長にお尋ねします。

これは、先ほども市長から説明がありましたように後期高齢者医療費制度ができたことによって老人保健事業特別会計がなくなるという、そして、今回条例としては、この特別会計の条例として12項目あったんですけど、それを抜いて11項目となったという参考資料もあるわけなんですけど。政権が変わっていろいろと各首長の方も考え方というのか、捉え方というのか、特に医療、介護という関係については、特に苦しい選択というんですか、難しい選択をされていると思うし、また、国においても、特に国がああやりなさい、こうやりなさいというようなことになります。そこで、市長が答えておられる兵庫県の首長アンケートの1から4を私切り

取りまして、拡大して見ているわけなんですけど、ここで、例えば、子ども手当とか、高等学校の無料化とか、それから大型公共事業の見直しとか、そんなんはさておいて、特に今特別会計に関係しております後期高齢者医療制度の廃止に対しての、例えば知事の考えはどうか、また田路市長の考えはどうかということが自治体別に、◎、○、△、▲、×で表示されているわけなんですけど、まず、このことに対して市長はどのように思っておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 全般なのか個別なのか分かりませんが、アンケートですから、○か×かに最終的にはなります。○だけでも、ここだけはどういうようなことが省かれておりますので、具体的にまた御指摘等があったらお答えをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） ちょっと舌足らずで申しわけなかったと思うんですけど、私は特に後期高齢者医療制度の廃止、市長はずっと見てみますと、この医療制度の廃止に対しては反対派と推進派が拮抗しているというふうに見てはいますが、市長は廃止に賛成のほうだと思います。そんな中で、この制度が廃止になったら65歳以上の約8割の国民健康保険に移行するということが国の方針を出していますし、また、その運営については、後期高齢者と同じ広域化ということがうたわれています。要するに、都道府県が負担するという。そして、その制度は賛成派は63.5%ということで、兵庫県においては26人の首長が賛成されています。市長も賛成されております。実は、これは井戸知事は反対されておりますね。そういうことを踏まえて、市長はやはり首長というたら大切ですから、今後の取り組みが、やはり今から先は国から地方自治体に権限と財源が移譲されることがどんどん起きてくると思います。そんな中で、その首長がどうするかということは本当に重要なことにかかわってくると思います。市民の方がそのことによって幸せになるか不幸になるかということも極端に言うと、そのようなことがあると思うんですよ。だから、今の時点でいいですから、市長は、例えば後期高齢者の医療制度に対して反対ですと言われたんと、要するに国民健康保険に移して広域でやったらいいということに対して賛成されておりますから、そのことについて市長の今の見解をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 議案は特別会計をどうするかという提案でございますので、

直接の関係は質疑としてはどうかと思いますけども、せっかくでございますので。

後期高齢者医療が廃止になって、あと国保とかそういうことが出てきておるわけですが、広域化については、農山村部と都市部とは考え方が違います。都市部の人口密集して収入もたくさん入ってくるころは、広域化に見られたら大方が反対ということになっております。それから、中山間地域等については、やっぱり広域化しないと、なかなか財源的にもたないというようなこともございます。そういったことで、それぞれ意見がまちまちであるというように思っております。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 私は、市長が今言われましたけど、実はこの議案に対しては、要するに付託されません。そして、私は実はこんなん7日から始まる代表質問、一般質問に対しては、この件に対しては全然通告していませんから、今聞いておかなかったら市長の姿勢というんですか、それを聞けないという思いで今質問をさせていただきました。

それと、今の回答なんですけど、もう少し市長としてどうかということ、宍粟市長としてどうかということをもう少し詳しくちょっと、姿勢というんですか、今後の捉え方というのか、方向というのか、それをちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 反発するようですが、これは特別会計を廃止しようということとあります。今おっしゃったことの中で、宍粟市としてということですが、先ほど申し上げましたように、宍粟市のように自主財源の少ないところにあっては、ある程度の広域化をするほうが市としては運営がしやすいということとあります。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第65号議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第65号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

続いて討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第65号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第66号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第66号議案、平成22年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第66号議案、平成22年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施につきまして説明を申し上げます。

本議案は、農業災害補償法第102条及び農業災害補償法施行規則第24条に基づく、宍粟市農業共済条例第42条第1項の規定により、平成19年度から平成21年度の3カ年継続加入し、被害がない、あるいは被害の少なかった農家に対して、農家はその3カ年に負担した掛金の2分の1を限度として無事戻し金を交付するため議会の議決を求めるものであります。なお、その財源といたしましては、農家の負担した掛金を積み立てた特別積立金と兵庫県農業共済組合連合会からの交付金を財源といたしております。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第66号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第66号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第67号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第10、議第67号議案、市道路線の認定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第67号議案、市道路線の認定につきまして説明を申し上げます。

今回、市道認定しようとする路線は8路線であります。内容としましては、山崎町岸田地区より要望がありました岸田8号線は、生活道路として利用されており、認定基準要綱第2条第2号及び第3号に該当しますので認定をしようとするものであります。また、山崎町与位地区より要望がありました与位20号線ほか3路線は、生活道路また農道として利用されておりましたが、生活道路としての利用が増え、認定基準要綱第2条第1号、第2号及び第3号に該当するため認定しようとするものであります。

さらに、一宮町西深地区より要望がありました小田線ほか2路線は、生活道路また農道として利用されておりましたが、生活道路としての利用や公共施設等を結ぶ道路としての利用が増え、認定基準要綱第2条第1号、第4号等に該当するため、市道認定しようとするものであります。

以上、8路線の認定をしようとするもので、道路法第8条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議員各位におかれましては、道路の利用実態等を御賢察の上、決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第67号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第67号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第68号議案～第70号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第11、第68号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）から、第70号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第68号議案から第70号議案までの補正予算3議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

今回の補正は、平成22年度の事務事業執行に係る実質的な最終補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう補正措置を講じるとともに、事業の執行により事業費の確定したものについては精査を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次、説明を申し上げます。

最初に、第68号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正総額で、歳入歳出それぞれ1億2,528万4,000円を追加し、補正後の総額を239億2,659万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保育料保護者負担金において、保育料算定の基礎となる所得階層区分の確定や、低所得者等に対する負担軽減措置などにより負担金の減額補正をいたしております。

国県支出金では、身体障がい者更生医療費負担金の精査及び保育所運営費基準の改正による負担金の増額を行い、公共土木災害復旧事業、次世代育成支援事業の精査による国庫負担金及び交付金の減額を行っております。

また、一時保育事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育促進事業につきましては、国県補助制度見直しによる補助金の精査を行い、民生費補助金では、新型インフルエンザワクチン接種費用について、非課税世帯の負担軽減を図るための補助金

を追加をいたしております。

寄付金におきましては、国際感覚を身につける人材育成等を推進するため、指定寄付を受けるに当たり、歳入の予算措置を講じております。

諸収入につきましては、予防接種費、保育料負担金等の精査のほか、去年の台風による災害によります公有建物損害共済金を計上いたしております。

市債につきましては、基幹農道整備事業、県営ほ場整備事業、林業再生事業、急傾斜地崩壊対策事業及び公共土木災害復旧事業の精査により、増額補正をいたしております。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費で、指定寄付金を財源とした若者の海外研修等支援事業基金積立金及び県の交流拠点づくり事業との連携を目指した小規模集落元気作戦補助金の予算措置を行い、高度情報化通信事業において、新たに必要となった光ケーブル工事費を計上し、賦課徴収費において、国税申告との連携事務を県下合同で推進するための負担金を追加しております。

民生費では、社会福祉費において、障がい者自立支援に係る更生医療給付費及び在宅介護支援における外出支援サービス事業委託料を増額補正しているほか、児童福祉費において、定員超過枠制度の廃止による公立・私立保育所の運営費の精査を行い、補正計上いたしております。

衛生費では、グリーンエネルギー機器導入促進事業をさらに推進するため、導入補助金の追加補正を行い、また、ごみ収集業務委託料の精査による減額を行っております。

農林水産業費では、県営ほ場整備事業及び県営農免農道整備の進捗に伴う市負担金の精査を行うとともに、林業再生施設周辺整備工事費及び高性能林業機械購入事業推進補助金を追加補正しており、商工費では、福知溪谷周辺の公共施設修繕等に係る工事費を計上しております。

土木費におきましては、県営急傾斜地崩壊対策事業の確定により精査を行い、消防費におきましては、防災センターの地震体験装置修繕費並びに災害対策費の自主防災組織緊急育成支援事業補助金を追加補正をいたしております。

教育費では、教育用コンピューターをリース契約を継続更新したことによる減額補正をしております。

最後に、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業費の確定等による工事費の増額補正を行っております。

次に、第69号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2

号) につきましては、歳出で、高額医療合算介護サービス費の精査により増額補正し、その財源につきましては、支払基金からの介護給付費交付金等を充当した結果、歳入歳出それぞれ1,606万1,000円を増額し、補正後の総額を35億8,776万4,000円といたしております。

次に、第70号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、水道総務費において、事業費確定後の消費税の精査による減額を行い、水道施設費において、一宮・波賀地区の水道施設維持管理費の増額補正を行い、災害復旧費においても精査による追加補正を行った結果、歳入歳出それぞれ880万円増額し、補正後の総額を12億6,704万4,000円といたしております。

以上、一括して説明を申し上げましたが、よろしく願いをいたします。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、實友 勉議員。

○10番(實友 勉君) 保健衛生費の18ページなんですけども、グリーンエネルギー機器導入なんですけど、これはどんなものか。また、どこに設置されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長(岡田初雄君) 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長(大谷司郎君) グリーンエネルギー機器導入促進事業でありますけれども、これにつきましては、太陽光発電によります各家庭で設置をされましたその補助ということで予定をしております、これにつきまして9月議会でも補正もお世話になったわけでありまして、今現在、件数としまして65件で1,400万円余りということで申し込みがありまして、予算で対応しているわけですが、そうしましてもまだこの3月までを見越しまして、まだ相応に出てくるということで、大体平均月7件から8件程度の申請を受けさせてもらっているという状況の中から、この補助制度でありますので、今後を見通しまして1,200万円という予算計上をさせてもらっております。

太陽光発電をすることによりまして、化石燃料の使用に代替するものというところで、市の補助制度してさせてもらっておるものでありますので、よろしく願いします。

○議長(岡田初雄君) ほかにありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 18ページのごみの収集業務委託料で3,100万円、高額な減額補正になっておりますけど、これ入札減によるものかどうかお尋ねをいたします。

それから、14ページで、高度情報通信費のところ、光ケーブルの工事費が増額計上されておりますけども、具体的に工事箇所等について説明を願います。

それから、また、ちょっと聞いてみますと、県営住宅では、しーたん通信が設置されていないということなんで、そうした点でも増額補正する予定がないのかどうか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私のほうからは、18ページのごみ収集業務委託料の減額の関係でありますけれども、今、市内四つの地域、山崎で2カ所、一宮・波賀で1カ所、千種地域で1カ所ということで、四つの地域に区切りまして、ごみの収集を民間委託させてもらっているところではありますが、その事業の委託料の入札減ということでありまして、その減額分を今回減額補正というふうにさせてもらっているところです。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 14ページの高度情報通信の関係でお答えを申し上げます。

まず、光ケーブル工事費の400万円につきましては、木材流通加工センター、これが新たに建設されました。そこにも光ケーブルの敷設が必要だということで、300メートル以上の長い距離については、線を延ばすという内規を持っております。まず、それが1点でございます。

それと、大谷地区で分譲住宅ができ上がりました。そこにもまだ行っておりませんでしたので、そこに敷設をする分、これが合計で400万円でございます。ちなみにしーたん通信の関係でございますが、旧の山崎の市街地を中心に約8割程度しかまだ普及をいたしておりません。これについては、先ほど御指摘がありましたように、早急の普及をもって情報を伝達するということに努めておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第68号議案から第70号議案までの3議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第68号議案から第70号議案までの3議案は、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午後 1時47分休憩

午後 2時55分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、総務文教常任委員長から付託しておりました第62号から第64号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第62号から第64号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第62号から第64号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 第62号議案～第64号議案

○議長（岡田初雄君） 追加日程第1、第62号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、第64号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長（大上正司君） それでは、審査報告をさせていただきます。

日程第7、第62号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、本日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、第13回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第62号議案については、特別職の常勤の職員の給与及び旅費並びに教育長の給与及び勤務時間、さらに一般職員の給与に関する条例が国の人事院勧告に準じ、民間の支給割合に見合うよう引き下げられる一部改正が提案されることなどを受け、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

続きまして、日程第7、第63号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、本日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、第13回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第63号議案については、職員の給与に関する条例等が民間の支給割合に見合うよう人事院勧告に準じ、一部改正する提案がなされることなどを受け改正されるもので、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

続きまして、日程第7、第64号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、本日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託がありました第64号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、第13回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第64号議案については、国家公務員に対し労働基本権を誓約した代償措置として適正な給与を確保するための機能として創設された、人事院が民間の支給割合に見合うよう一般職の期末勤勉手当の引き下げと給料表の減額改定及び住居手当を引き下げることなどを勧告したことに準ずる改正であり、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、人事院制度を持たない宍粟市としては、人事院勧告に準拠しての給与改定はやむを得ないものと判断するが、宍粟市内の民間企業等の給与実態等について把

握をされることを強く望むものでございます。

以上で審査報告を終わらせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番。第64号議案についてのみ、反対討論を行います。

第64号議案は、第62号議案の議員、第63号議案の市長等の特別職と違い、職員の生活給を引き下げるものであります。民間の給与が減ったから公務員の給与を減らすという悪循環を断ち切らなければ、日本の内需拡大による景気回復はますます遠いものになってしまいます。国民の消費を冷え込ますようなこのような給与の引き下げには反対するものであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ただいま、第64号議案に対する反対の討論がございました。賛成の発言を許します。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） ただいま反対討論がありましたが、第64号議案、宍粟市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成をいたすところであります。

まず、考えられる点は、宍粟市全域の民間企業の実感と市職員の給与の格差は数字ではあらわしにくいものがありますが、概ね市職員の公務員のほうが高いように私は推察するところです。

それから、なお、今現在、宍粟市の財政状況、先ほど木藤委員長のほうからも報告がありましたけれども、実質公債費比率が19.6%、つまり借金が増えている状況、そういった現実の面を考えると、ずっと高額の位置で位置するのはどうかなというふうに思います。

また、同じくし尿券等の問題等が解決していない、信用を失墜していると、こう

いった状況下では、給料は現状のままというのは非常に厳しいものがあるとうこのように考えております。しかしながら、国が示すところの人事院勧告その他に沿っての内容ということで、現時点で適切と判断し、引き下げに賛成いたします。

以上。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論がないようでございますので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第62号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第62号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第62号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第63号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第63号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第64号議案を採決いたします。

第64号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第64号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第64号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月7日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会といたします。

御苦勞様でございました。

(午後 3時00分 散会)